

消費税免税店相談窓口

外国人旅行者消費税免税制度の問い合わせ先

地域	観光庁・地方運輸局	経済産業省・地方経済産業局	港湾における臨時販売場届出制度
北海道	北海道運輸局 観光企画課 TEL 011-290-2700	北海道経済産業局 流通産業課 TEL 011-738-3231	北海道開発局港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137
東北	東北運輸局 観光地域振興課 TEL 022-380-1001	東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 TEL 022-221-4914	東北地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室 TEL 022-716-0005
関東	関東運輸局 観光企画課 TEL 045-211-1255	関東経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 048-600-0345	関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 045-211-7416
中部	中部運輸局 観光企画課 TEL 052-952-8045	中部経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 052-951-0597	中部地方整備局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 052-209-6323
北陸	北陸信越運輸局 観光企画課 TEL 025-285-9181		北陸地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室 TEL 025-370-6706
近畿	近畿運輸局 観光地域振興課 TEL 06-6949-6411	近畿経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 06-6966-6025	近畿地方整備局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 078-391-8361
中国	中国運輸局 観光地域振興課 TEL 082-228-8703	中国経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 082-224-5655	中国地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室 TEL 082-511-3928
四国	四国運輸局 観光企画課 TEL 087-835-6357	四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課 TEL 087-811-8524	四国地方整備局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 087-811-8330
九州	九州運輸局 観光企画課 TEL 092-472-2920	九州経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 092-482-5511	九州地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室 TEL 092-418-3379
沖縄	沖縄総合事務局 運輸部企画室 TEL 098-866-1812	沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 TEL 098-866-1731	沖縄総合事務局 開発建設部 港湾計画課 TEL 098-866-1906

消費税免税店の 手引き

さあ、免税店になろう!



目次

1	消費税免税店制度	
	消費税免税店制度とは?	03
	一般型消費税免税店の概要	04
	手続委託型消費税免税店の概要	05
	事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度の概要	09
2	消費税免税店になるには	
	一般型消費税免税店の許可申請方法	10
	手続委託型消費税免税店の許可申請方法の概要	11
	手続委託型消費税免税店の許可申請方法	12
	免税手続事業者の承認申請方法	14
	港湾施設における臨時の消費税免税店の承認申請方法	15
3	免税の手続（一般型・委託型共通）	17～
4	免税の手続（一般型）	20～
5	免税の手続（委託型）	23～
6	消費税免税店拡大に向けて	26～

注意:当該資料における、「消費税免税店」とは、消費税法第8条に定める「輸出品物販売場」のこと。

? 消費税免税店制度とは?

消費税免税店が、外国人旅行者等の非居住者に対して一定の方法で物品を販売する場合、その販売に係る消費税が免除される制度のことです。

消費税免税店には2つの種類があります

一般型消費税免税店

販売場を経営する事業者がその販売場において免税販売手続を行う消費税免税店。

※2015年3月31日までに従来の消費税免税店許可を取得している店舗は、2015年4月1日より自動的に一般型消費税免税店となる。

手続委託型消費税免税店

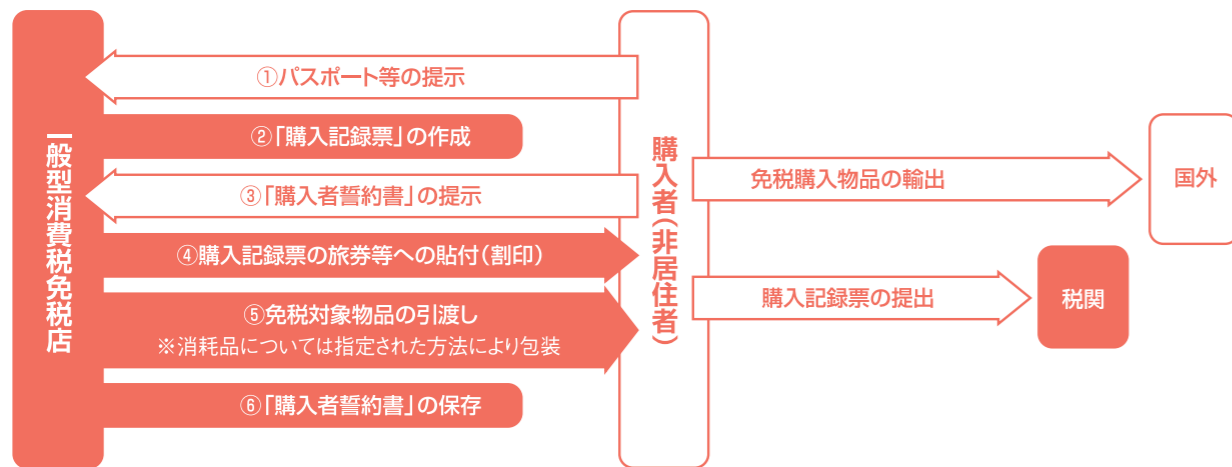
その販売場が所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者が免税販売手続を行う消費税免税店。



？ 一般型消費税免税店の概要

消費税免税店を経営する事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されます。

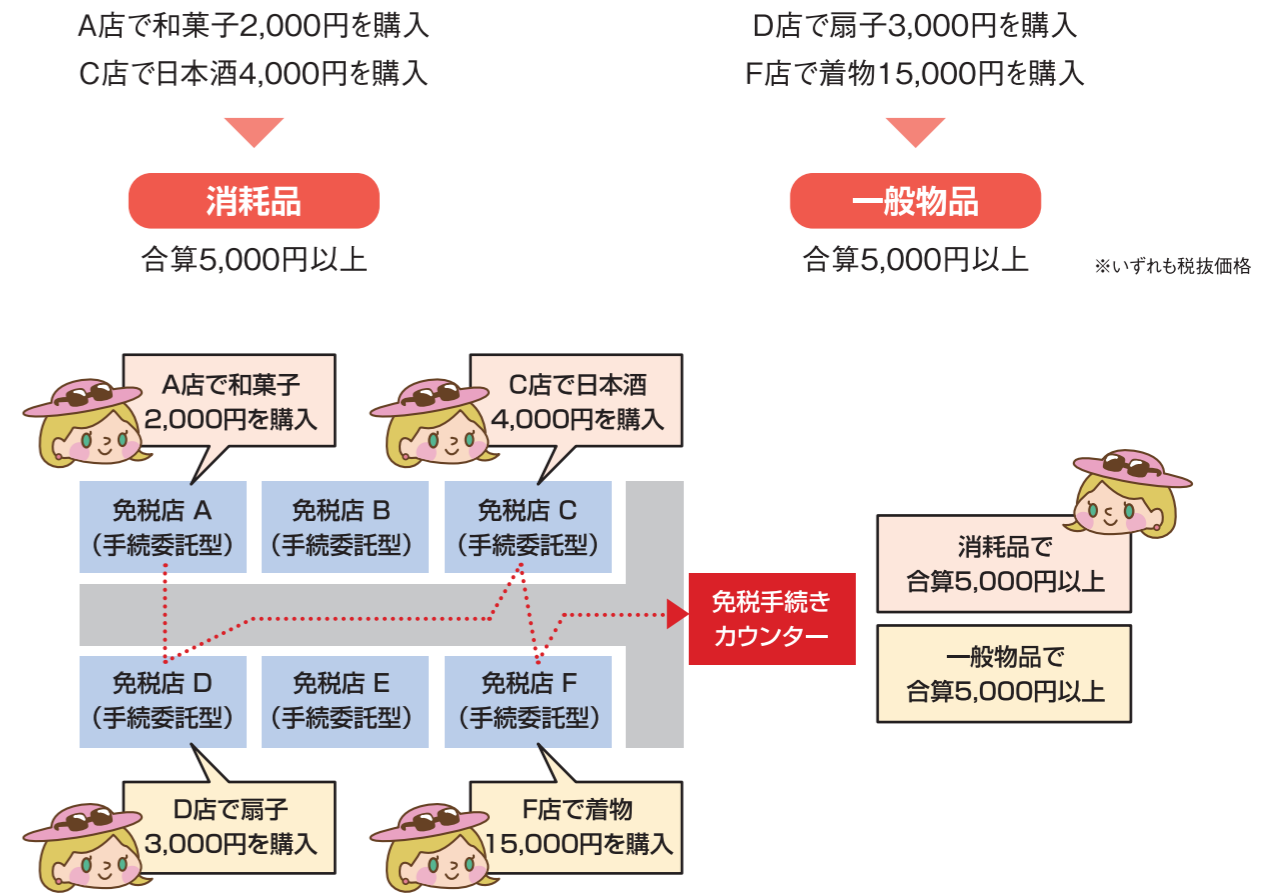
- 場所** 一般型消費税免税店の許可を受けた店舗での販売であること
事業者が経営する販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けること。
- 対象** 「非居住者」に対する販売
外国人でも、日本国内の事業所に勤務する者、6ヶ月以上日本に在住する者は非居住者には該当しない。
- 免税対象物品** 通常生活の用に供されるもの*で、次の2つの条件のいずれかを満たす物品
*金地金・白金地金等、生活の用に供さないことが明らかであるもの、非居住者が事業用または販売用として購入することが明らかであるものは免税対象外。
【2016年5月1日以降】
①同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額(税抜)が5千円以上であること。
②同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の消耗品(中略)の販売合計額(税抜)が5千円以上、50万円までの範囲であること。
【2016年4月30日まで】
①同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額(税抜)が1万円を超えること。
②同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の消耗品(中略)の販売合計額(税抜)が5千円を超え、50万円までの範囲であること。
- 手続** 所定の手続に基づく販売であること
消費税免税店は「購入記録票」を作成し、旅券等に貼付して割印すること、「購入者誓約書」に免税物品を購入する非居住者の署名を受け、7年間保存することなど。
- 輸出** 非居住者は、出国の際に、購入記録票を税関に提出
免税物品を国外へ持ち出す*こと
*消耗品は、購入した日から30日以内に持ち出すこと



？ 手続委託型消費税免税店の概要

手続委託型消費税免税店は、商店街・ショッピングセンター及びテナントビルなどの特定商業施設内で非居住者に対して物品を販売する場合、その免税販売手続を免税手続カウンターを設置する事業者に代理させることができます。

●免税手続カウンターでの買い物のイメージ (2016年5月1日以降の免税対象金額にて例示)



商店街やショッピングセンターの中で、
店舗を越えて合算して、免税販売手続が可能に!

*免税手続カウンターで合算金額を管理している場合、同一特定商業施設内での他の手続委託型消費税免税店と販売額を合算して下限金額を超えれば、免税の対象となる。

● 特定商業施設の種類の種類

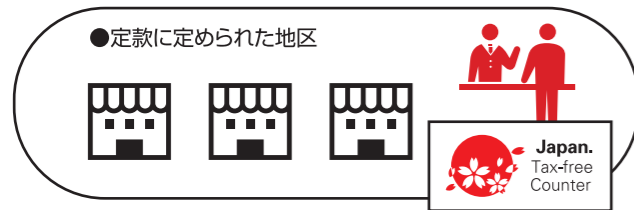
商店街振興組合

免税手続きカウンター設置場所

商店街振興組合の定款に定めた地区

販売店舗の設置要件

上記地区に所在し、商店街振興組合の組合員であること



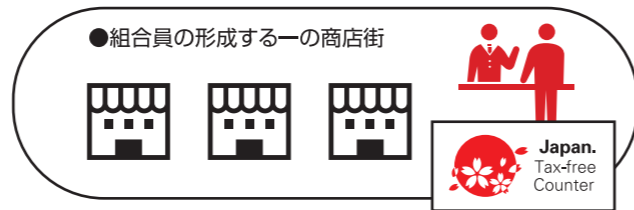
事業協同組合

免税手続きカウンター設置場所

事業協同組合の組合員が形成する一の商店街

販売店舗の設置要件

上記商店街に所在し、事業協同組合の組合員であること



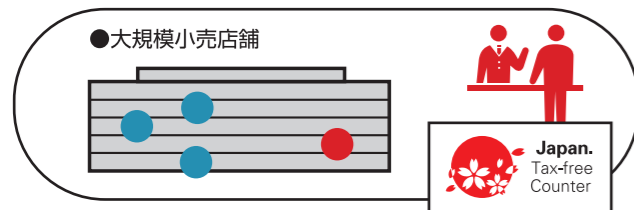
大規模小売店舗

免税手続きカウンター設置場所

大規模小売店舗の施設内

販売店舗の設置要件

大規模小売店舗の施設内



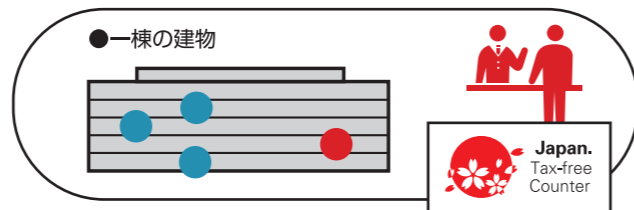
一棟の建物(不動産登記上)

免税手続きカウンター設置場所

一棟の建物内

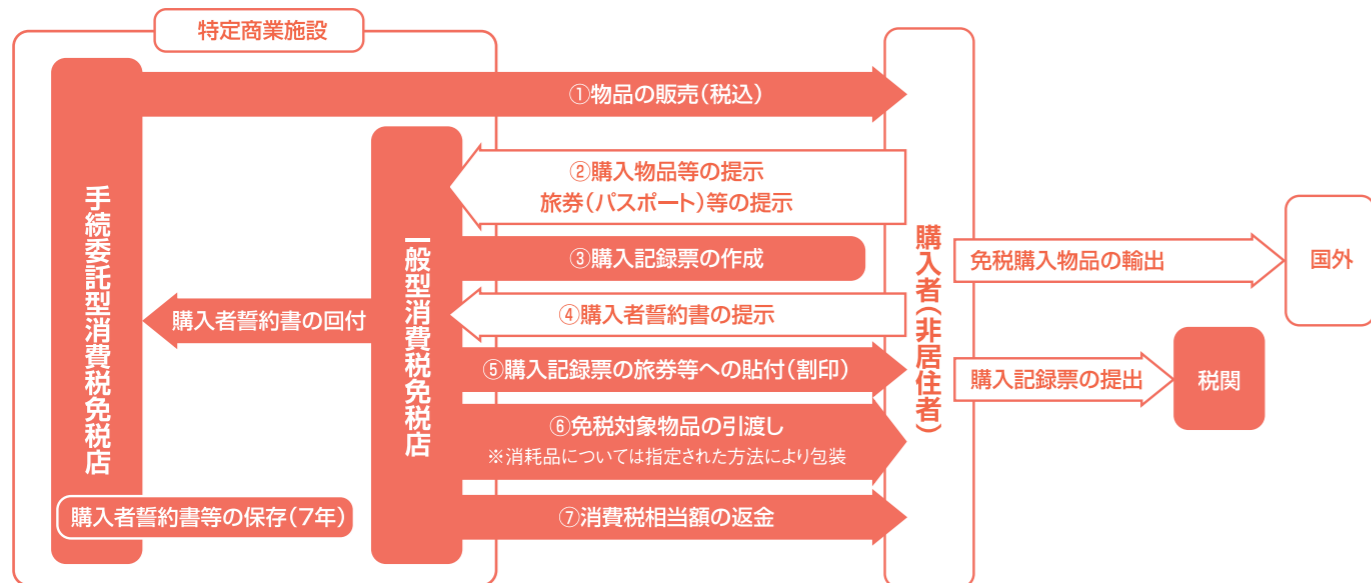
販売店舗の設置要件

一棟の建物内



● 手続委託型消費税免税店 ● 免税手続きカウンター

● 手続委託型消費税免税店 ● 免税手続きカウンター



※1 手続委託型消費税免税店は、事業者が経営する販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要がある。
 ※2 承認免税手続事業者は、その販売場が所在する特定商業施設ごとに、免税手続きカウンターを設置することにつき納税地を所轄する税務署長の承認を受ける必要がある。
 ※3 免税販売手続を代理するにあたり、承認免税手続事業者と手続委託型消費税免税店を営業者の間で、免税販売手続の代理契約を結ぶ必要がある。

● 知っておこう①

Q 特定商業施設って？

A 特定商業施設とは、次の①から④までの販売場の区分に応じた地区、地域又は施設をいいます。

販売場の区分	特定商業施設	例
①商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区に所在する販売場 (当該商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限り)	当該地区	商店街
②中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場 (当該事業協同組合の組合員が経営する販売場に限り)	当該地区	
③大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内にある販売場	当該大規模小売店舗	ショッピングセンター等
④一棟の建物内にある販売場(③に該当するものを除きます)	当該一棟の建物	テナントビル等

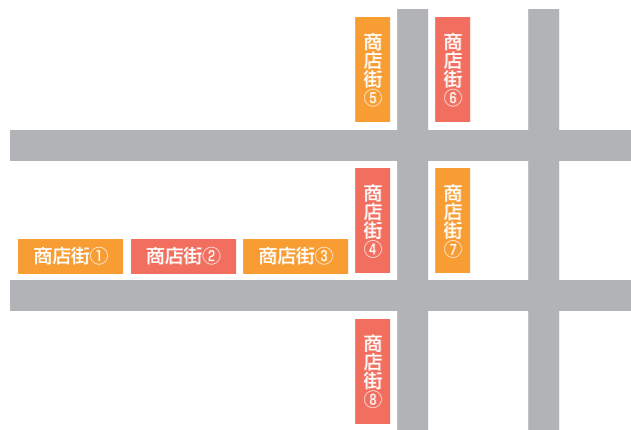
MEMO

● 知っておこう②

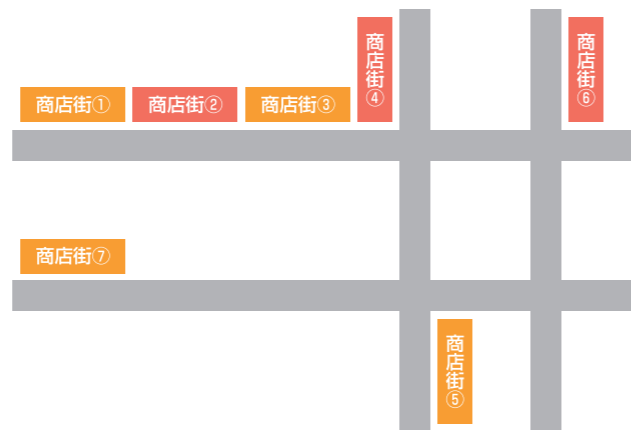
Q 複数の商店街組合で一緒に免税手続きカウンターを設置することは出来るの？

A 商店街の地区等（商店街振興組合の地区又は事業協同組合において一の商店街が形成されている地域をいう）が他の商店街の地区等と隣接している場合は、その隣接する商店街を合わせて一つの特定商業施設とすることができます。
また、同一の税務署の管轄区域内にある商店街の地区等が他の商店街の地区等と近接している場合は、その近接する商店街を合わせて一つの特定商業施設とすることができます。

隣接する商店街の地区等



近接する商店街の地区等



- ケース1
それぞれの商店街の地区等の境界が接している状態
商店街①及び②、商店街②及び③、商店街③及び④
- ケース2
道路を挟んで商店街の地区等が接している状態
商店街⑤及び⑥、商店街④及び⑦、商店街④及び⑧、商店街⑦及び⑧

- ケース1
徒歩により商店街の地区等間の移動が容易な状態
商店街①及び③、商店街④及び⑤、商店街⑤及び⑥
- ケース2
巡回バスにより商店街の地区等間の移動が容易な状態
商店街⑥及び⑦、商店街①及び⑥

※商店街に隣接する他の商店街に更に隣接する他の商店街を含めて一の特定商業施設とすることができる。商店街①～⑧など。

ポイント

隣接又は近接する各商店街の免税販売手続を一の承認免税手続事業者が行う場合には、当該事業者及び商店街の組合員は、承認・許可申請の際に、以下の書類を添付する必要がある。
①各商店街が連携して行っているイベント等がある場合は、当該共同事業を記載した事業報告書の該当部分の写しその他活動概要がわかるイベントのちらし
②連携したイベント等を行った実績がない場合は、当該制度を連携して行うメリット等を記載した理由書

? 事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度の概要

外航クルーズ船等^{※1}が寄港する港湾の港湾施設内に、場所及び期限を定めて設置する臨時販売場^{※2}は、一定の要件を満たす場合、消費税免税店として免税販売手続を行うことができます。

● 臨時販売場を輸出物品販売場とみなす要件

- ①臨時販売場を設置しようとする事業者が、消費税免税店を営業者であること
- ②臨時販売場を設置する見込みの港湾施設について、納税地の所轄税務署長の承認を受けていること
- ③臨時販売場を設置する日の前日までに、臨時販売場を設置する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出していること

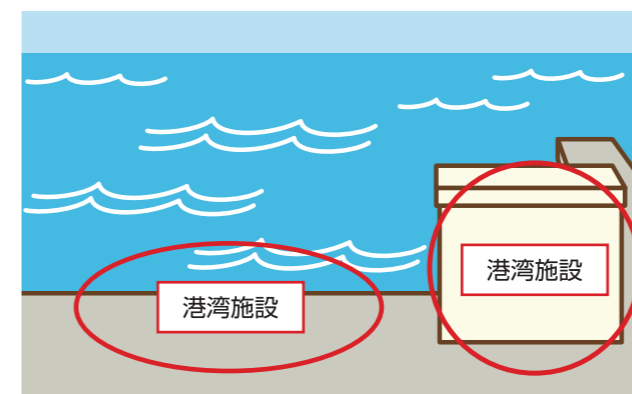


● クルーズふ頭への臨時の免税店の出店手続

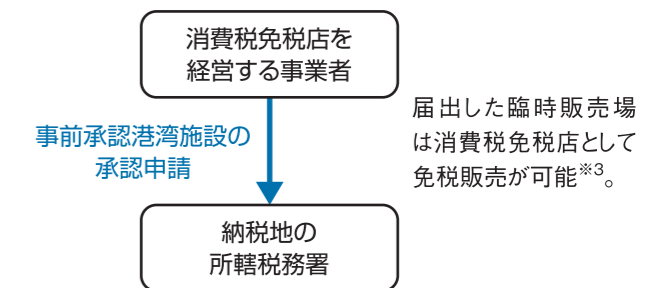
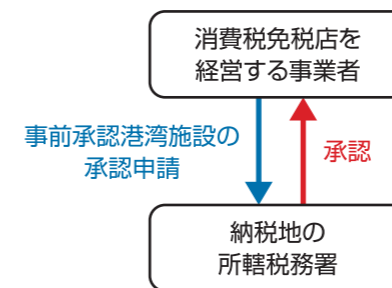
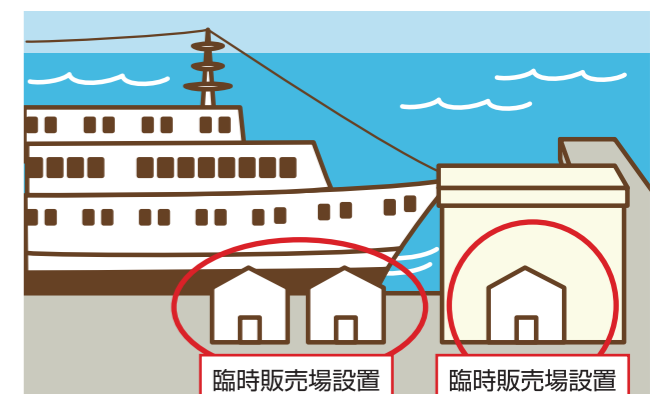
あらかじめ、臨時販売場を出店しようとする港湾施設について、税務署長の承認を受ける

前日までに、臨時販売場を出店することを税務署長に届出る

● 外航クルーズ船等が寄港する見込みのある港湾



● 外航クルーズ船等の寄港時



※1 外航クルーズ船等とは、国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶。
※2 臨時販売場とは、国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶に乗船する旅客に対して物品を譲渡するために期間を定めて設置する販売場。
※3 事前承認港湾施設内に設置する臨時販売場については、一般型消費税免税店として当該臨時販売場において当該事業者が免税販売手続を行う必要がある。

？ 一般型消費税免税店の許可申請方法

一般型消費税免税店になるには、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」に次の書類を添付して、消費税免税店を經營しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長へ申請しましょう。

●「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」の添付書類

- ① 許可を受けようとする販売場の見取図
(販売場のレイアウト図などに免税販売手続を行う場所を付記したもの)
- ② 免税販売の方法を販売員に周知するための資料
(免税販売手続マニュアルなど)
- ③ 免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料
(免税販売手続を行う場所の見取図に人員の配置状況を付記したものなど)
- ④ 申請者の事業内容が確認できる資料
(会社案内やホームページ掲載情報など)
- ⑤ 許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料
(取扱商品リスト、商品カタログなど)
- ⑥ 許可を受けようとする販売場において作成する購入記録票のサンプル

一般型消費税免税店として許可を受けるためには、次の要件の全てを満たしていることが必要です。

● 一般型消費税免税店の許可要件

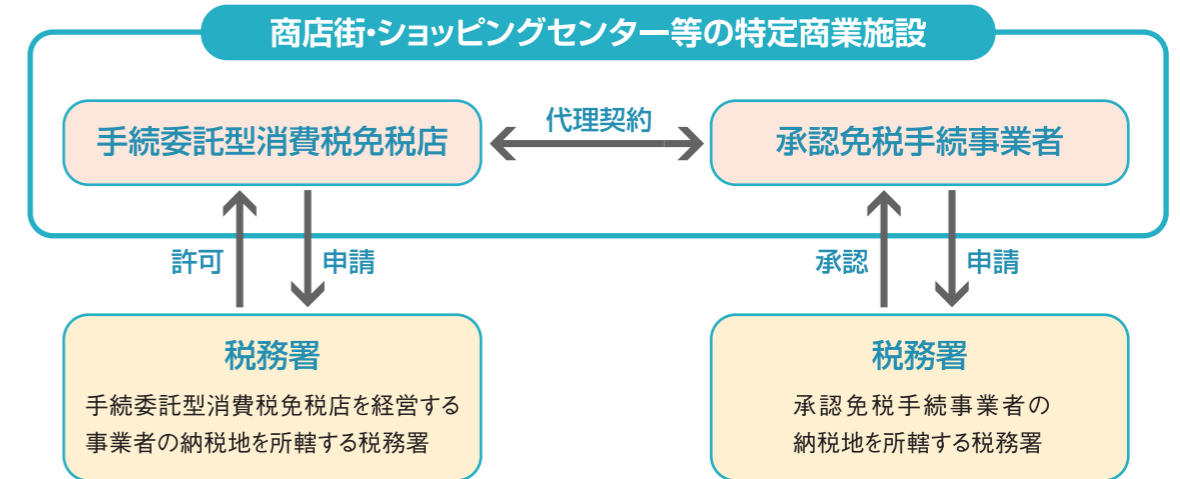
- ① 次のイ及びロの要件を満たす事業者（消費税の課税事業者^{※1}に限る）が經營する販売場であること
イ:現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る）がないこと
ロ:輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないこと。その他輸出物品販売場を經營する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。
- ② 現に非居住者の利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること
- ③ 免税販売手続に必要な人員を配置^{※2}し、かつ、免税販売手続を行うための設備を有する^{※3}販売場であること

※1 その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者で、免税事業者に該当する者は、課税選択の手続きを行うことで課税事業者となることが出来る。
詳細は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/01.htm>）
※2 「免税販売手続に必要な人員の配置」とは、免税販売の際に必要な手続を非居住者に対して説明できる人員の配置を求めているもの。なお、外国語については、母国語のように流暢に話せることまでを必要としているものではなく、パンフレット等の補助材料を活用して、非居住者に手続を説明できる程度で差し支えない。
※3 「免税販売手続を行うための設備を有する」とは、非居住者であることの確認や購入記録票の作成など免税販売の際に必要な手続を行うためのカウンター等の設備があることを求めているものであり、免税販売のための特別なカウンターを設けることまでを求めているものではない。

？ 手続委託型消費税免税店の許可申請方法の概要

販売場を「手続委託型消費税免税店」にしようとする事業者[※]は、その販売場ごとに、その事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります。

そのためには、手続委託型消費税免税店と承認免税手続事業者の間で免税販売手続の代理契約を締結し、申請書とともに契約書の写しを税務署へ提出することが必要です。



● 商店街等における免税手続カウンター導入のヒント

既に免税販売手続を行っている百貨店やスーパーが手続を受託する^{※1} 外国人対応が得意なお店や、コンビニ・配送業者等の人や物が集まる施設に免税手続カウンターを設置する^{※1} 補助金等を活用して新たに免税手続カウンターを設置する^{※2 ※3}



※ 他の事業者が經營する販売場で免税販売手続を代理する事業者（消費税の課税事業者に限る）が、その販売場が所在する特定商業施設に免税手続カウンターを設置するためには、自身の納税地を所轄する税務署長の承認を受け、承認免税手続事業者になる必要がある。
※1 【一般型消費税免税店と承認免税手続事業者を兼ねる場合】一般型消費税免税店を經營する事業者が、その一般型消費税免税店について承認免税手続事業者として承認を受けて免税手続カウンターを設置した場合、他の手続委託型消費税免税店の免税販売手続の代理を行うことができます。また、免税販売手続の代理を行う手続委託型消費税免税店で販売した物品とその一般型消費税免税店で販売した物品を合算して、下限額を超えるか判定することができます。
※2 【商店街・まちなかインバウンド促進支援事業、地域・まちなか商業活性化支援事業（分野：外国人対応）】免税手続カウンターの設置、免税対応機器の整備、Wi-Fiの設置等に係る費用を補助。
※3 【企業活力強化資金（インバウンド対応貸付）】日本政策金融公庫による※2に係る設備資金、従業員向け研修費、人件費等に対する低利融資。

？ 手続委託型消費税免税店の許可申請方法

手続委託型消費税免税店になるには、「輸出物品販売場許可申請書(委託型用)」とともに「輸出物品販売場許可申請書添付書類自己チェック表」に記載のある下記書類を添付して、消費税免税店を運営する事業者の納税地(本店所在地)を所轄する税務署長に申請しましょう。

●「輸出物品販売場許可申請書(委託型用)」の添付書類

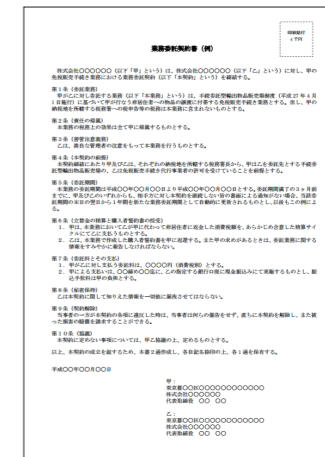
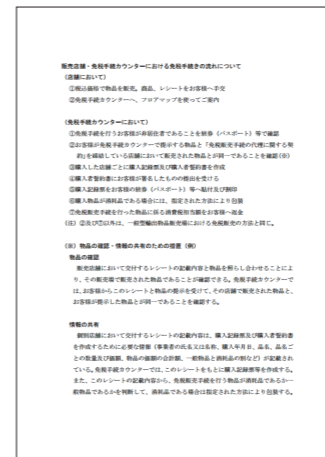
- ① 販売場が所在する特定商業施設の見取図
(販売場及び免税手続カウンターの場合を記したもの)
- ② 承認免税手続事業者との間で交わした免税販売手続の代理に関する契約書の写し
- ③ 特定商業施設に該当することを証するイ～ニのいずれかの書類
イ: 商店街振興組合の定款の写し
ロ: 事業協同組合の定款の写し
ハ: 大規模小売店舗に該当することを証する書類
ニ: 建物の登記事項証明書(登記簿謄本の写し)
- ④ 承認免税手続事業者の承認通知書の写し
- ⑤ 申請者の事業内容が確認できる資料
(会社案内やホームページ掲載情報など)
- ⑥ 許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料
(取扱商品リスト、商品カタログ)
- ⑦ 免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行うために、販売場から免税手続カウンターへ連絡(共有)する情報が記載された書類
(販売場で発行するレシートのひな形、一般物品と消耗品の別がわかる取扱商品リストなど)
- ⑧ 商店街振興組合又は事業協同組合の組合員であることが確認できる書類
(組合員名簿など)

ポイント

新たに特定商業施設に免税手続カウンターを設ける場合等で②、④の準備が間に合わない場合、「参考事項」欄に後日提出する旨を記載することで、②、④を後日送付扱いとして申請を行うことが可能。



●添付書類の例



免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類。販売店舗と免税手続カウンターの間で行う物品の確認・情報の共有についてどのように行うかを記すこと。

委託契約書のひな形

手続委託型消費税免税店として許可を受けるためには、次の①から③の要件の全てを満たしていることが必要です。

●手続委託型消費税免税店の許可要件

- ① 次のイ及びロの要件を満たす事業者(消費税の課税事業者に限る)が経営する販売場であること
イ: 現に国税の滞納(その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る)がないこと
ロ: 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと
- ② 現に非居住者の利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること
- ③ 販売場を経営する事業者と当該販売場が所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する一の承認免税手続事業者との間において、次のイ、ロ、ハの要件の全てを満たす関係があること
イ: 当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続につき、代理に関する契約が締結されていること
ロ: 当該販売場において譲渡した物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること
ハ: 当該販売場において譲渡した物品に係る免税販売手続につき必要な情報を共有するための措置が講じられていること

？ 免税手続事業者の承認申請方法

承認免税手続事業者になるには、「承認免税手続事業者承認申請書」とともに、「承認免税手続事業者承認申請書添付書類自己チェック表」に記載のある下記の書類を添付して免税手続事業者の納税地（本店所在地）を所轄する税務署長へ申請しましょう。

●「承認免税手続事業者承認申請書」の添付書類

- ①設置しようとする免税手続カウンターの見取図
- ②免税手続カウンターを設置しようとする特定商業施設の見取図
- ③免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類(免税販売マニュアルなど)
- ④特定商業施設に該当することを証するイ～ニのいずれかの書類
 - イ:商店街振興組合の定款の写し
 - ロ:事業協同組合の定款の写し
 - ハ:大規模小売店舗に該当することを証する書類
 - ニ:建物の登記事項証明書(登記簿謄本の写し)
- ⑤申請者の事業内容が確認できる資料(会社案内やホームページ掲載情報など)
- ⑥免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料
- ⑦免税手続カウンターにおいて作成する購入記録票のサンプル

承認免税手続事業者として、特定商業施設内に免税手続カウンターを設置することの承認を受けるためには、次の①から④の要件の全てを満たしていることが必要です。

●承認免税手続事業者の承認要件

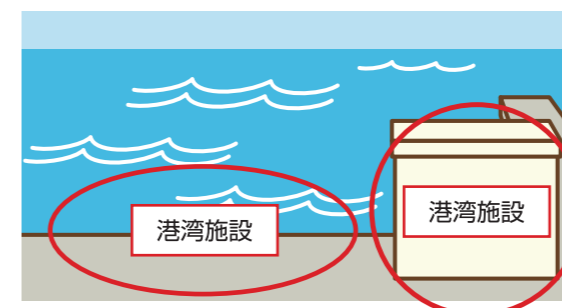
- ①消費税の課税事業者であること※
- ②現に国税の滞納(その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る)がないこと
- ③免税手続カウンターに免税販売手続に必要な人員を配置すること
- ④輸出品販売場の許可を取り消され又は承認免税手続事業者の承認を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不適当と認められる事情がないこと

※その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者で、免税事業者に該当する者は、課税選択の手続きを行うことで課税事業者となることができる。詳細は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/01.htm>)

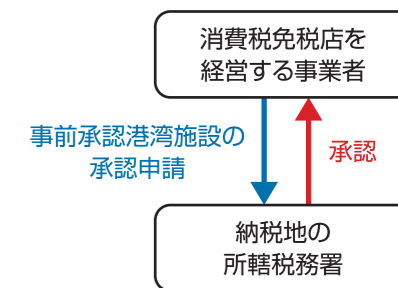
？ 港湾施設における臨時の消費税免税店の承認申請方法

事前に臨時販売場^{※1}を設置する見込みの港湾施設について納税地の所轄税務署長の承認を受け、臨時販売場の設置日の前日までに臨時販売場を設置する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した臨時販売場は、一般型消費税免税店として免税販売を行うことができます。

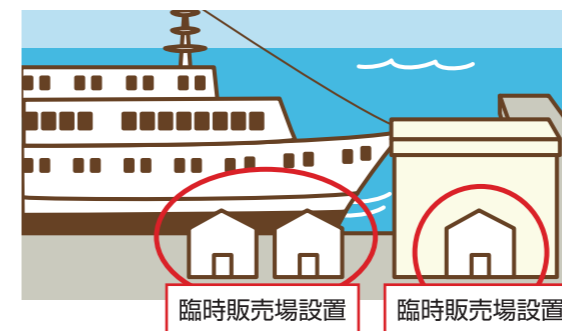
外航クルーズ船等^{※2}が寄港する見込みのある港湾



臨時販売場を設置しようとする港湾施設(船舶が接岸する岸壁や旅客ターミナルなど)について、事前に納税地の所轄税務署長の承認を受ける。

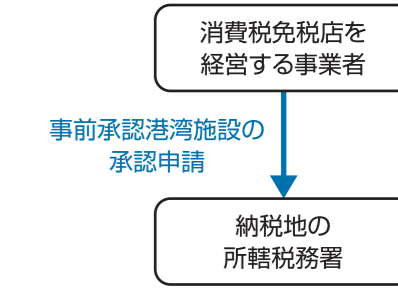


外航クルーズ船等の寄港時



臨時販売場を設置する日の前日までに納税地の所轄税務署長に届出書を提出する。

届出した臨時販売場は消費税免税店として免税販売が可能^{※3}。



●事前承認港湾施設の承認対象となる「港湾施設」

港湾法第2条第5項に規定する港湾施設(同条第6項の規定により港湾施設とみなされるものを含む)をいうが、臨時販売場が設置される場所としては、以下の施設等が該当する。

- 港湾法第2条第5項
 第3号(係留施設)、第4号(臨港交通施設)、第6号(荷さばき施設)
 第7号(旅客施設)、第8号(保管施設)、第9の3号(港湾環境整備施設)

参考

岸壁等に臨時に出店するために港湾施設を使用する場合は、港湾施設の管理者から港湾施設に係る使用許可、又は港湾施設の管理者より当該港湾施設への出店者の募集の依頼を受けて出店を許可する者から、出店の許可を受ける必要がある。

※1 臨時販売場とは、国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶に乗船する旅客に対して物品を譲渡するために期間を定めて設置する販売場。
 ※2 外航クルーズ船等とは、国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶。
 ※3 事前承認港湾施設内に設置する臨時販売場については、一般型消費税免税店として当該臨時販売場において当該事業者が免税販売を行う必要がある。
 ※港湾施設の使用許可申請手続については、許可を受けようとする港湾施設の管理者にお問い合わせください。港湾管理者の名称及び港湾の名称は、以下の国交省港湾局HPに掲載されています。http://www.mlit.go.jp/statistics/details/port_list.html(国土交通省港湾局HP「統計情報」の港湾関係情報・データNo1「港湾管理者一覧表」を参照)なお、港湾管理者の連絡先が不明な場合は、最寄りの国土交通省地方整備局等にお問い合わせください(国土交通省地方整備局等の連絡先は、末尾に掲載しています)。

？ 免税物品について

生活の用に供するすべての物品*が国外に持ち出されることを前提に免税対象となりますが、一般物品と消耗品の区分により、免税要件や包装方法が異なります。

● 一般物品(消耗品以外のもの)



家電製品 服・着物 カバン

同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額が、1万円を超えるもの

● 消耗品(食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品)



食品類 飲料類 薬品類 化粧品類

同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の消耗品の販売合計額が、5千円を超え、50万円までの範囲内のもの

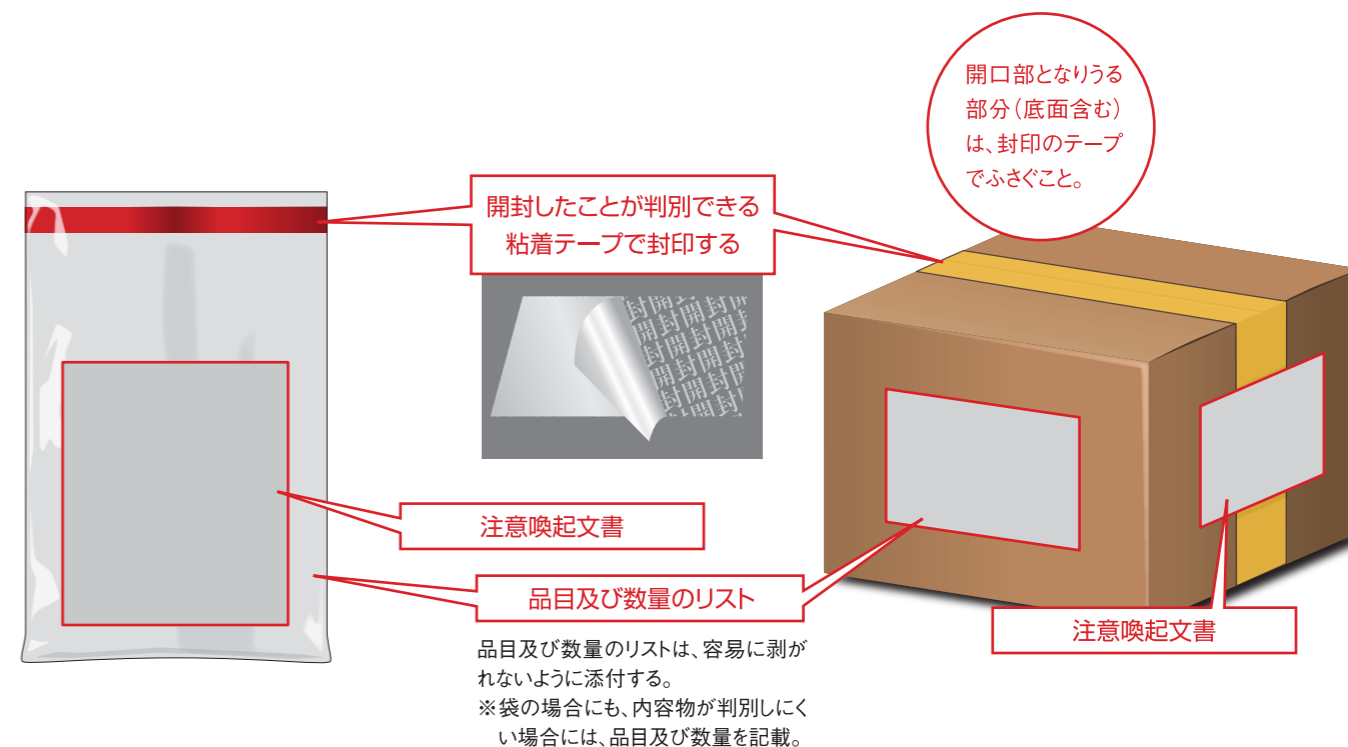
● 一般物品と消耗品の免税販売における要件

一般物品	消耗品
<p>【2016年5月1日以降】 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額(税抜)が5千円以上であること</p> <p>【2016年4月30日まで】 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額(税抜)が1万円を超えるものであること</p>	<p>【2016年5月1日以降】 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の消耗品(中略)の販売合計額(税抜)が5千円以上、50万円までの範囲内であること</p> <p>【2016年4月30日まで】 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の消耗品の販売合計額(税抜)が5千円を超え、50万円までの範囲内のものであること</p>
<p>同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額(税抜)が100万円を超える場合には、免税店を営業者が、その非居住者の旅券等の写しを、その事業者の納税地又は販売場の所在地に保存すること(7年間の保存義務)</p> <p>※パスポートの場合、パスポートの番号、非居住者の氏名、生年月日、性別及び国籍が印字された部分の写し。 ※電磁的記録による保存も可能。 ※免税店を営業者が免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存。</p>	
<p>免税購入する非居住者から、輸出する旨の購入者誓約書を提出してもらうこと(7年間の保存義務)</p>	<p>免税購入する非居住者から、購入後30日以内に輸出する旨の購入者誓約書を提出してもらうこと(7年間の保存義務)</p>
	<p>指定された方法により包装を行うこと。 ※一般物品と消耗品が1つの商品を構成している場合には、消耗品の販売方法による。</p>

*金地金・白金地金等、生活の用に供さないことが明らかであるもの、非居住者が事業用または販売用として購入することが明らかであるものは免税対象外。

● 消耗品の免税販売時の包装方法

- 包装は「プラスチック製の袋」又は「ダンボール製の箱」が可能
- 包装は以下のような要件を満たすこと
 - ①出国までに破損しない十分な強度を有すること
※果物等の鮮度維持のために内容物を容易に取り出せない大きさの穴を開けることは許容される
 - ②開封した場合に開封したことが分かるシールで封印すること
 - ③包装の中の内容物や個数が確認できること
 - 袋の場合には、透明、ほとんど透明であること
 - 箱の場合には、内容物の品名及び品名ごとの数量を記載又は記載した書面を貼付
 - ④出国まで開封しないこと等を日本語及び外国語で注意喚起する記載又は記載した書面を貼付
- 消耗品の包装に記載する注意喚起は、日本語及び外国語で行う必要がある。外国語は、英語に限らず、訪日旅行者の多い国の言語(中国語、韓国語等)で記載することが望ましい
- 注意喚起は、袋の表面に印刷などで記載、又は印刷した書面を貼り付ける



注意喚起文書の例

日本を出国するまで、開封しないでください。なお、消費した場合には、消費税を徴収されます。

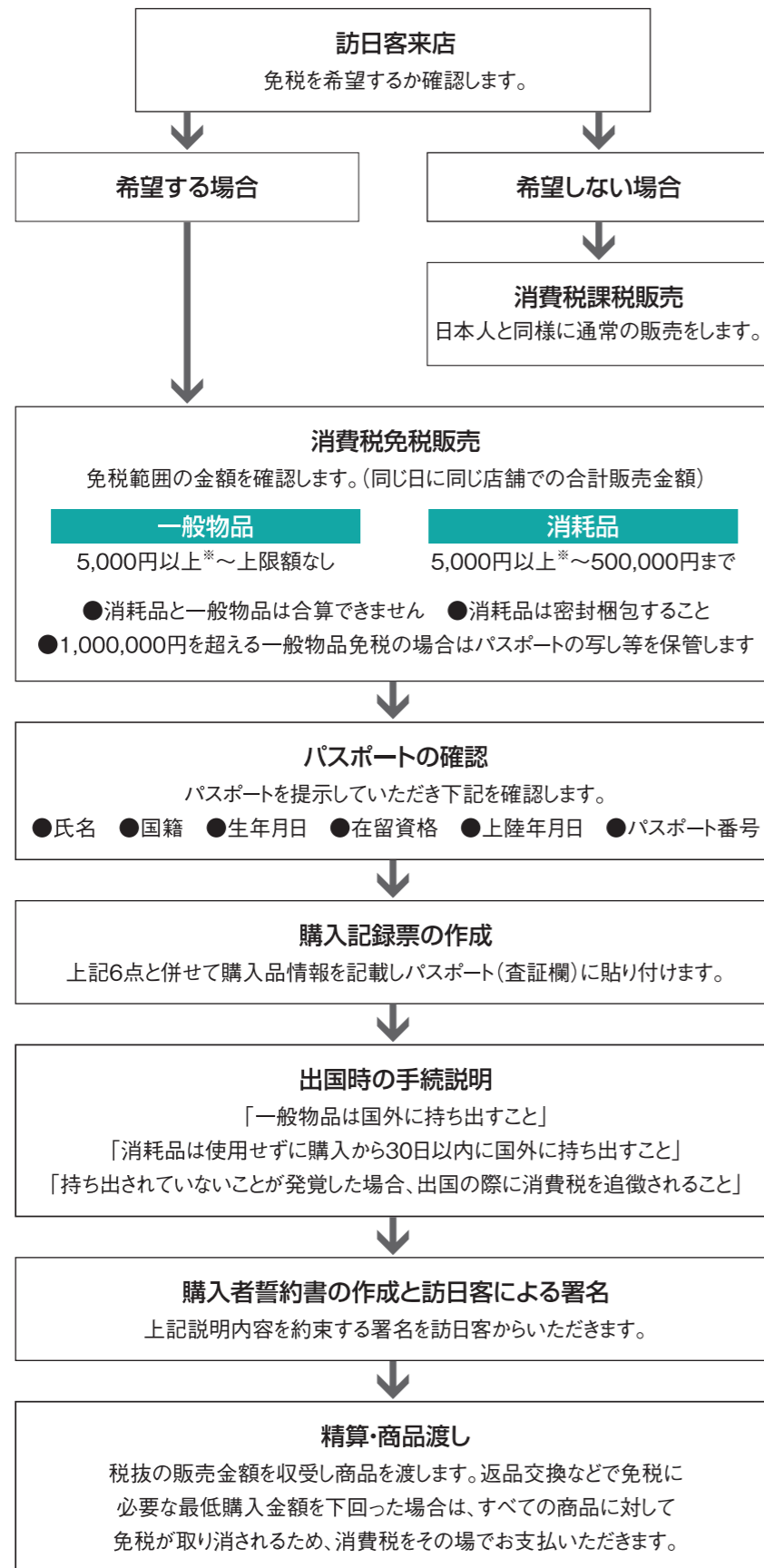
Do not open the packaging until you have left Japan. Please note that if you consume this product while in Japan, you may be subject to pay consumption tax.

在离开日本之前，请不要开封。如果在日本已经消费的话，将被征收消费税。

在離開日本之前，請勿開封。如在日本有消費情形，將被課徵消費稅。

일본을 출국할 때까지 개봉하지 마십시오. 또한, 일본에 계신 기간 중 소비한 경우에는, 소비세가 징수됩니다.

? 免税手続の流れ(一般型)



? 書類作成・保存について

消費税免税店は、免税販売をする際に「購入記録票」を作成し、購入者は「購入者誓約書」を消費税免税店に提出する必要があります。これらは特定の様式はなく、記載すべき事項のみを定めています。

●「購入記録票」の記載事項

- 「購入記録票」及び「購入者誓約書」は、記載項目のみを定める(フォントの大きさや記載項目の配置などは自由とする)
 - コンピューターを使ったプリンターでの印刷が可能
 - 免税販売物品の品名等の記入は、明細書等の貼付(割印が必要)に代えることができます
- 一度に一般物品と消耗品を免税販売する場合に、同一の用紙で両品目に共通する項目(購入者氏名等)を一括して記載し、一般物品と消耗品のそれぞれの品名ごとの数量、価額、合計額のみを別々に記載することで対応することもできます

共通記載可能項目	個別記載項目
購入者の ①氏名 ②国籍 ③生年月日 ④在留資格 ⑤上陸年月日 ⑥所持する旅券等(旅券、船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書)の種類及び⑦番号 消費税免税店を経営する事業者の ⑧氏名又は名称 ⑨納税地 ⑩納税地を所轄する税務署の名称 ⑪消費税免税店の所在地 ⑫購入の年月日	⑬品名、品名ごとの ⑭数量及び ⑮価額(税抜)並びに ⑯当該物品の価額の合計額(税抜) ⑰(合算している場合)複数の手続委託型消費税免税店の販売価額の合算額(税抜)

※複数の手続委託型消費税免税店で販売した物品について、免税手続カウンターにおいてその販売価額を一般物品と消耗品の別に合算した場合には、その複数の手続委託型消費税免税店の販売価額の合算額(一般物品、消耗品の別)を記載する必要があります。

●購入記録票の作成例(一般物品と消耗品の購入記録票を一つの書類で作成する場合)

輸出免税物品購入記録票
Record of Purchase of Consumption Tax-Exempt for Export

本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければならない
When departing Japan, or if becoming a resident of Japan, you are requested to submit your "Record of Purchase Card" to either the Director of Customs that has jurisdiction over your departure location or the head of the tax office that has jurisdiction over your place of residence or address.
日本国出港地又は本邦居住時、必須向管轄出港地之海關長或是管轄居住所或居所所在地之稅務署長提交購買記錄單。
从本國出港或成为本國居民時，必須向管轄地所屬的海關署長或若其住所或居所所在地所屬的稅務署長提交購買記錄單。
발행에서 출국할 때 또는 거주자가 될 때 그 출항지를 관할하는 세관장 또는 그 주소 혹은 거주 소재지를 관할하는 세무서장에게 구입 기록표를 제출해야 합니다.

所轄税務署 / Tax office concerned	納税地 / Place for Tax Payment
販売場所在地 / Setting Place	販売者氏名 / Seller's Name
購入年月日 / Date of Purchase 月 日 年 Month Date Year	
消耗品 / Commodities 品名 単価 数量 販売価格 Name of Commodity Unit Price Quantity Price	
合計価額 / Total amount	
一般物品(消耗品を除く) / Commodities except consumables 品名 単価 数量 販売価格 Name of Commodity Unit Price Quantity Price	
合計価額 / Total amount	
旅券等の種類 / Passport etc. PASSPORT番号	番号 / No.
在留資格 / Status of Residence	国籍 / Nationality
上陸年月日 / Date of Landing	
購入者氏名(活字体) / Name in Full (in Block Letters)	
生年月日 / Date of Birth of Purchaser 月 日 年 Month Date Year	

※用紙の大きさは、旅券への貼付けに支障のない大きさの用紙とする。

※外国語の注釈は、英語に限らず中国語、韓国語等で記載することを妨げない。(日本語での記載は必須)。

4 免税の手続(一般型)

●「購入者誓約書」の記載事項

- 購入者誓約書は、一般物品と消耗品で誓約する内容が異なる
- 一般物品と消耗品を同時に免税販売する際には、一般物品の購入者誓約書(輸出(輸出を誓約)と消耗品の購入者誓約書(30日以内の輸出を誓約)は、共通項目を同項目を同一用紙に記載することを妨げない

共通記載可能項目	個別記載項目
購入者の ①氏名 ②国籍 ③生年月日 ④在留資格 ⑤上陸年月日 ⑥所持する旅券等(旅券、船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書)の種類及び⑦番号 消費税免税店を運営する事業者の ⑧氏名又は名称 ⑨購入の年月日 ⑩購入者の署名	⑪品名、品名ごとの ⑫数量及び ⑬価額(税抜)並びに ⑭当該物品の価額の合計額(税抜) ⑮(合算している場合)複数の手続委託型消費税免税店の販売価額の合算額(税抜) ⑯一般物品の場合は購入後に輸出することを誓約する旨、消耗品の場合は購入後30日以内に輸出することを誓約する旨

※署名は必ず、商品を免税で購入した非居住者が自分で行う。

●「購入者誓約書」の作成例・保存

最終的に輸出となる物品の消費税免税購入についての購入者誓約書
Covenant of Purchaser of Consumption Tax-Exempt of Ultimate Export

・当該消耗品を、購入した日から30日以内に輸出されるものとして購入し、日本で処分しないことを誓約します。
I certify that the goods listed as "consumable commodities" on this card were purchased by me for export from Japan within 30days from the purchase date and will not be disposed of within Japan.
・当該一般物品を、日本から最終的には輸出されるものとして購入し、日本で処分しないことを誓約します。
I certify that the goods listed as "commodities except consumables" on this card were purchased by me for ultimate export from Japan and will not be disposed of within Japan.

販売者氏名・名称/Seller's Name				署名 Signature			
購入年月日/Date of Purchase				旅券等の種類/Passport etc. 番号/No.			
月 日 年 Month Date Year				PASSPORT 番号			
消費品/Commodities				在留資格/Status of Residence 国籍/Nationality			
品名 Name of Commodity	単価 Unit Price	数量 Quantity	販売価格 Price	上陸年月日/Date of Landing			
合計価額/Total amount				購入者氏名(活字体)/Name in Full (in Block Letters)			
一般物品(消耗品を除く)/Commodities except consumables				生年月日/Date of Birth of Purchaser			
品名 Name of Commodity	単価 Unit Price	数量 Quantity	販売価格 Price	月 日 年 Month Date Year			
合計価額/Total amount							

必ず免税物品を
購入する非居住者が
自筆でサインする

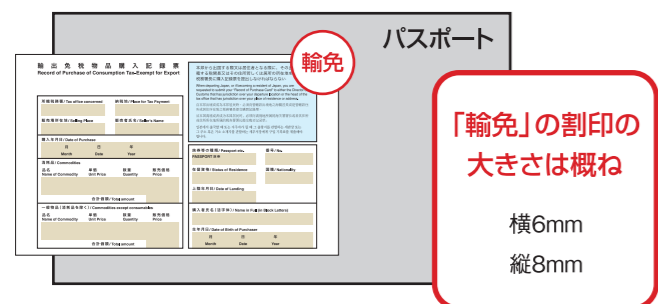
- 購入記録票の作成とともに、購入者誓約書を作成
- 記録内容は、購入記録票の記入時に複写で作成することが可能
- 購入者誓約書には、免税物品を購入する非居住者が自筆でサインを行う

免税販売を行った消費税免税店は、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間、購入者誓約書を保存する

●「購入記録票」の貼付

作成した購入記録票を免税対象物品を購入した非居住者(外国人旅行者等)のパスポートに貼付し、「割印」をする

- ※パスポートに貼付された購入記録票は、出国の際に税関に提出しなければならない。
- ※パスポートに貼付する際は、「査証」のページにホッチキス貼り等の税関で剥がしやすい方法で、整然と貼付すること。



●免税物品の国外への持ち出し

非居住者は出国に際してパスポート等へ貼付された「購入記録票」を税関に提出し、購入した免税物品を国外へ持ち出す必要があります(ただし、別送した場合は除く)

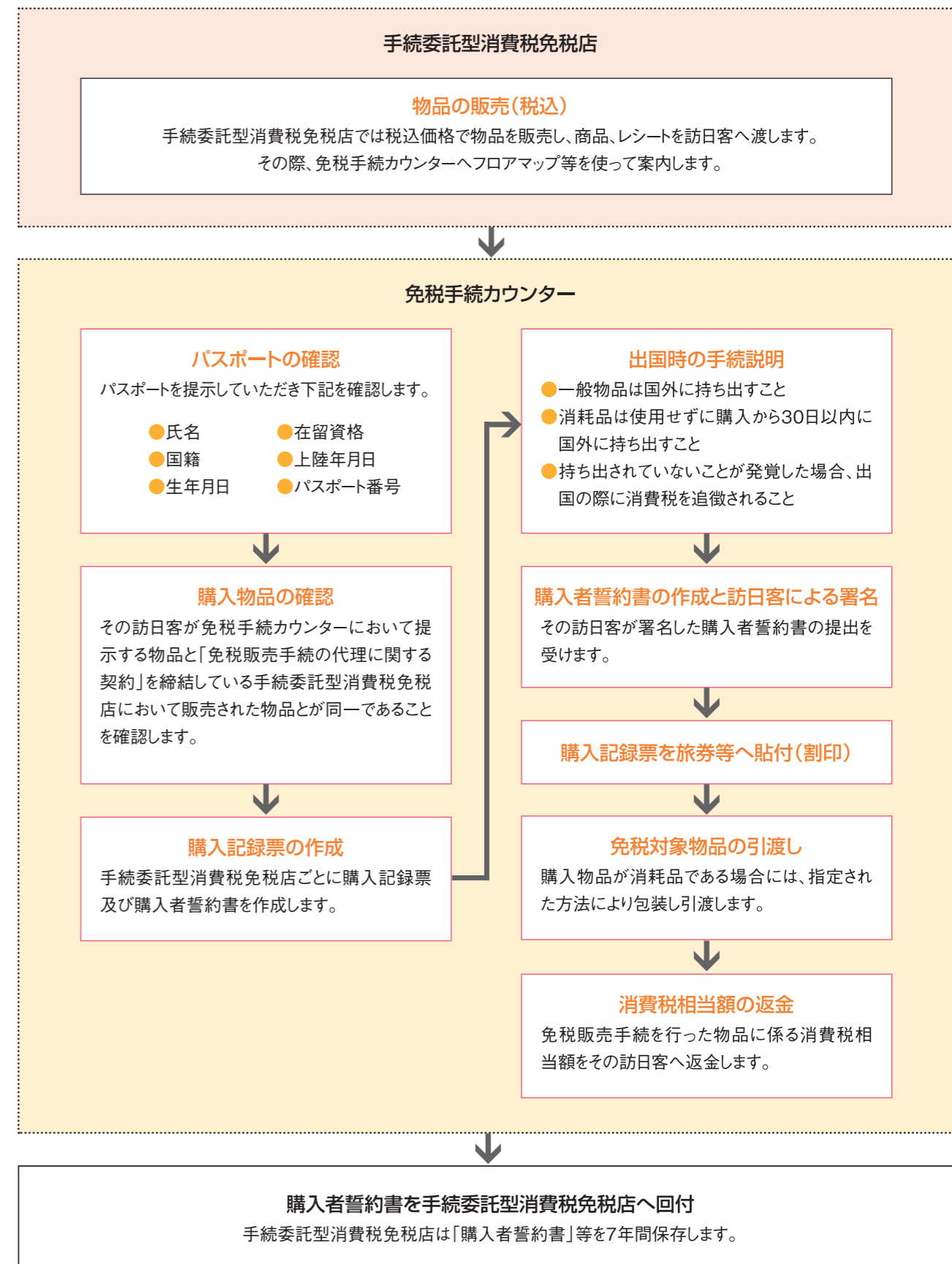
- ※非居住者は免税物品を出国前に他人に譲渡してはならない。
- ※飲料類、化粧品類等における液体物は国際線においては客室内への持込制限があるので、受託手荷物とする必要があります。(詳細は国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000006.html をご参照下さい。)

必ず購入者にお伝えください

購入記録票は剥がしたり、なくしたりせずに出国時に税関に提出してください。消耗品の扱いについては、日本国内で消費しないように包装をします。出国するまで、開封しないでください。消費した場合には、出国時に課税されることがあります。

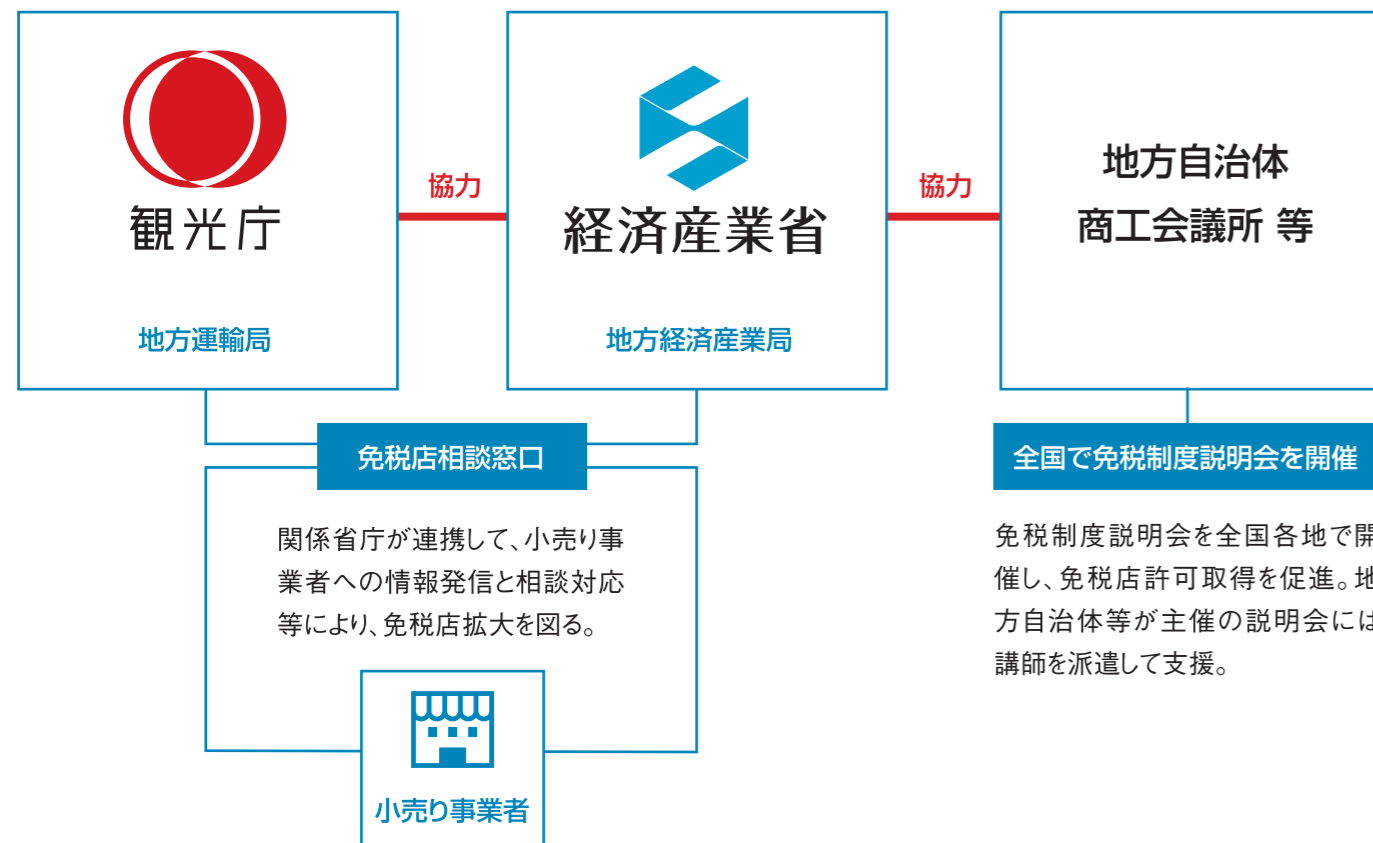
5 免税の手続(委託型)

? 販売店舗・免税手続カウンターにおける免税販売手続の流れ



? 消費税免税店の拡大に向けた取組

地方運輸局・経済産業局の「免税店相談窓口」の周知・活用を推進するために、全国各地で大小の説明会の開催や講師派遣を実施しています。さらに、観光庁のホームページに国内事業者向けの「免税店サイト」を平成26年10月1日より開設しています。



●「免税店サイト」の開設

免税店情報をワンストップで入手できる小売り事業者向けの「免税店サイト」を平成26年10月1日より開設。



<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/>

●パンフレットによる情報発信

免税制度に関するパンフレットを地方運輸局等を通じて10,000部配布。



●免税店に関する外国人向け情報発信

免税店のブランド化・認知度向上のために、平成26年1月24日より、免税店シンボルマークを作成し、免税店の店頭に掲示することで、外国人旅行者からの識別性を向上させ、外国人旅行者の利便性を高めています。平成27年4月10日から、新たに免税店カウンターシンボルマークを作成しています。(詳細は<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/symbolmark.html>)

免税店シンボルマーク



免税店カウンターシンボルマーク



●JNTOを活用した情報発信

免税店シンボルマークを申請した免税店については、JNTOのHPにおいて店舗の情報発信、位置検索が可能になります。(https://tax-freeshop.jnto.go.jp/eng/index.php)

MEMO